

日本赤十字社診療放射線技師会学術総会特別会計運用規程

(目的)

第1条 この規程は、日本赤十字社診療放射線技師会学術総会（以下「総会」という。）の安定的かつ継続的な開催を目的として設置する特別会計の管理および運用について必要な事項を定める。

(財源)

第2条 特別会計の財源は、次に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 一般会計からの助成金
- (2) 会員からの参加費
- (3) 企業からの広告料および共催金
- (4) 前年度からの繰越金
- (5) その他、理事会が適当と認めた収入

(管理および運用)

第3条 特別会計は一般会計と区分して管理する。

- 2 特別会計の予算は理事会の議決を経て執行する。
- 3 特別会計の決算は理事会の承認を受け、総会に報告する。

(会計責任)

第4条 特別会計の管理責任者は財務担当理事とする。

- 2 管理責任者は、適正な会計処理および資金管理を行わなければならない。

(剰余金の処理)

第5条 決算により剰余金が生じた場合は、翌年度の特別会計に繰り越し、総会開催の準備資金として使用する。

(監査)

第6条 特別会計の会計監査は監事が行う。

- 2 監事は監査結果を理事会および総会に報告しなければならない。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の審議を経て総会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は令和8年4月3日より施行する。